

第1編 総 則

はじめに（国民保護に関する市の基本的な考え方）

住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめるとする市としての責務にかんがみ、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）及び緊急対処事態において国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、船橋市国民保護計画を策定する。

そのために市の基本的な考え方を示すものとする。

第1章 市の責務、位置づけ、構成等

1 市の責務、位置づけ

(1) 市の責務

市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

千葉県国民保護計画に基づき市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）第35条第2項各号に掲げる事項について記述する。

市域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

市が実施する国民の保護のための措置に関する事項

国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

その他、市域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

2 計画の構成

- 第1編 総則
- 第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処
- 第3編 緊急対処事態への備えと対処
- 第4編 復旧等
- 3 計画の特色
本市における計画の特色を記載する。
- 4 船橋市地域防災計画との関連
船橋市地域防災計画の内容を参考とした。
なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、「船橋市地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定される。
- 5 計画の変更
見直しに当たっては、市国民保護協議会に諮問しその意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

第2章 国民保護措置の基本的な方針

市は、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとなる。その際における基本的な方針を記述する。

- 1 基本的人権の尊重
国民保護措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとなる。基本的人権の尊重について法第5条に基づき示す。
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
国民の権利利益の救済等について法第6条に基づき示す。
- 3 国民に対する情報提供
武力攻撃事態等においては、国民保護措置に関し、国民に対して、正確な情報を適切な方法で提供することとなる。国民に対する情報提供について法第8条に基づき示す。
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
国・県の機関、その他の機関等相互の連携協力に関する事項について法第32条第2項第6号に基づき示す。
- 5 国民の協力
国民は国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めることとされている。国民の協力について法第4条に基づき示す。
- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
指定公共機関及び指定地方公共機関に対する自主性の尊重や言論等への配慮につい

て法第7条に基づき示す。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施について法第9条に基づき示す。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保について法第22条に基づき示す。

第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態について記述する。

1 武力攻撃事態の類型

- ・着上陸侵攻
- ・ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・弾道ミサイル攻撃
- ・航空攻撃

2 緊急対処事態の事態例

- ・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴とそれらを踏まえた留意事項を記述する。

1 自然的条件

- (1) 位置
- (2) 面積、ひろがり及び高度
- (3) 地形
- (4) 気象

2 社会的条件

- (1) 人口と世帯
- (2) 交通
- (3) 土地利用

- (4) 港湾・漁港
- (5) その他
- (6) 本市における留意事項

第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

国民保護措置の実施に当たり、関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱について記述する。

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え

武力攻撃事態等に備えるための平素からの備えについて、市の組織及び体制、避難・救援に関すること、物資及び資材の備蓄等を記述する。

第1 組織及び体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準を記述する。

1 市における組織・体制の整備等

- (1) 市の各部における平素の業務
- (2) 市職員の参集基準等
- (3) 消防機関の体制
- (4) 国民の権利利益の救済に係る手続等

2 関係機関との連携体制の整備

- (1) 基本的考え方
 - ・防災のための連携体制の活用
 - ・関係機関の計画との整合性の確保
 - ・関係機関相互の意思疎通
- (2) 県の機関との連携
- (3) 近隣市との連携
- (4) 指定公共機関等との連携
- (5) ボランティア団体等に対する支援

- ア 自主防災組織の活性化の推進と充実について示す。
- イ 防災のための連携体制を踏まえた日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体との連携について示す。

3 通信の確保

非常通信体制の整備等について記述する。

4 情報収集・提供等の体制整備

- (1) 基本的考え方
 - ・情報収集・提供のための体制の整備
 - ・体制の整備に当たっての留意事項
 - ・情報の共有
- (2) 警報等の伝達に必要な準備
- (3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
- (4) 被災情報の収集・報告に必要な準備

5 研修及び訓練

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。そのための研修及び訓練について示す。

第2 避難、救援及び武力災害への対処に関する平素からの備え

1 避難に関する基礎的事項

- (1) 基礎的資料の準備
 - 市の地図・道路網のリスト、市内の避難施設等の必要な基礎資料を準備
- (2) 隣接する市との連携の確保
 - 市域を越える避難を行う場合に備えて、隣接する市との意見交換等連携について記述する。
- (3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮
 - 高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者へは、自然災害での対応などを活用することを示す。
- (4) 民間事業者からの協力の確保
- (5) 学校や事業所との連携

2 避難実施要領のパターン作成

市は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に複数の避難実施要領のパターンを作成することとなる。

3 救援に関する基礎的事項

県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合において、市と県との調整やその際必要となる資料の準備について示す。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県と連携して把握することとなる運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報について示す。

5 避難施設の指定への協力

県が行う避難施設の指定に際して、市の協力について示す。

6 生活関連等施設の把握等

県を通じて把握する市内に所在する生活関連等施設について示す。

第3 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について記述する。

1 市における備蓄

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄を兼用することについて示す。

2 市が管理する施設及び設備の整備点検

市が管理する施設及び設備の整備点検について示す。

第4 医療救護体制の整備

市は、武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求される。県、医療機関、消防機関等と密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が出来るよう、医療救護体制の整備について記述する。

1 初期医療体制の整備

県と連携のもと実施する救護所の設置、医療救護班の派遣について示す。

2 傷病者搬送体制の整備

県と連携し実施する救急車・ドクターヘリコプターを活用した傷病者の搬送体制について示す。

第5 災害時要援護者の支援体制の整備

高齢者、障害者、乳幼児及び外国人といったいわゆる災害時要援護者は、武力攻撃事態等の際には自ら避難することが困難となる。このため、避難、救援、情報伝達などの体制の整備について記述する。

第6 国民保護に関する理解の促進

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護

に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について記述する。

第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

第1 事態認定前の対処

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合は、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。市は、事態認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を迅速に確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、国による事態認定の前の段階における市の初動体制について記述する。

第2 船橋市国民保護対策本部の設置等

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて船橋市国民保護対策本部（以下、市対策本部という）を設置すべき市の指定の通知を受けてから、市対策本部を設置する場合の手順等について記述する。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

- 市対策本部を設置すべき市の指定の通知
- 市長による市対策本部の設置
- 市対策本部員及び市対策本部職員の参集
- 市対策本部の開設
- 交代要員等の確保
- 本部の代替機能の確保

(2) 市対策本部を設置すべき指定の要請等

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

(4) 市対策本部における広報等

- 広報責任者の設置
- 広報手段
- 留意事項
- その他関係する報道機関

(5) 市現地对策本部の設置

国、県の国民保護対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要

となる場合において、市現地対策本部の設置について示す。

(6) 現地調整所の設置

被災現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要がある場合において、現地調整所の設置について示す。

(7) 船橋市国民保護対策本部長の権限

船橋市国民保護対策本部長の権限について記述する。

市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長に対する総合調整の要請

情報の提供の求め

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市教育委員会に対する措置の実施の求め

(8) 市対策本部の廃止

2 通信の確保

移動系通信回線若しくは固定系通信回線等を利用して市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段について示す。

第3 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接な連携が必要となる。その連携について記述する。

1 国・県の対策本部との連携

市と県の対策本部及び国の対策本部との各種調整や情報の共有を円滑に進めるため必要となることについて示す。

2 知事、指定行政機関の長、指定行政地方機関の長等への措置要請

市が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要と認めるときに、知事・指定行政機関の長・指定行政地方機関の長等への要請について示す。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

自衛隊の部隊等の派遣の要請手順について示す。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

市が他の市町村等へ応援を求めるにあたっての方法等について示す。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

6 市の行う応援等

他の市町村から応援の求めがあった場合における必要な応援について示す。

7 自主防災組織等に対する支援等

自主防災組織が警報の内容の伝達や避難住民の誘導に関し協力するにあたって、市

の自主防災組織に対する支援について示す。

また、ボランティア団体が活動する際の支援についても示す。

8 住民への協力要請

国民保護法の規定により住民に対し必要な援助の要請をする際、住民への協力要請内容や配慮事項について示す。

第4 警報及び避難の指示等

警報の内容の伝達、避難住民の誘導等について記述する。

1 警報の伝達

市が県から警報の内容の通知を受けた場合における警報の伝達について記述する。

2 避難住民の誘導等

県の避難の指示に基づいて市が実施する避難実施要領の策定や避難住民の誘導について記述する。

(1) 避難の指示の通知・伝達

知事による避難の指示が行われた場合において、その内容の住民への伝達について示す。

(2) 避難実施要領の策定

あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、関係機関の意見を聴いた上で避難実施要領を策定することとなる。

その避難実施要領の策定手順について示す。

(3) 避難住民の誘導

市長は、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

避難誘導について以下の事項を記述する。

ア 市長による避難住民の誘導

イ 消防機関の活動

ウ 避難誘導を行う関係機関との連携

エ 自主防災組織等に対する協力の要請

オ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

カ 高齢者、障害者等への配慮

キ 残留者等への対応

ク 避難所等における安全確保等

ケ 動物の保護等に関する配慮

コ 通行禁止措置の周知

サ 県に対する要請等

シ 避難住民の運送の求め等

ス 避難住民の復歸のための措置

第5 救援

知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援を実施することとなる。その際の救援の実施、関係機関との連携等について記述する。

1 救援の実施

救援の措置は、以下に示す事項のうち知事から通知があったものについて実施することとなる。

(1) 救援の実施

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市が実施する救援の補助について示す。

2 関連機関との連携

市が救援を実施するにあたり、県への要請や日本赤十字社との連携について示す。

3 救援の内容

県国民保護計画に基づく救援の措置について示す。

第6 安否情報の収集・提供

安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について以下の事項を記述する。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

(2) 安否情報収集の協力要請

(3) 安否情報の整理

2 県に対する報告

3 安否情報の照会に対する回答

- (1) 安否情報の照会の受付
 - (2) 安否情報の回答
 - (3) 個人の情報の保護への配慮
- 4 日本赤十字社に対する協力

第7 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要がある。武力攻撃災害への対処に関し以下の事項について記述する。

1 武力攻撃災害への対処

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

- ア 武力攻撃災害への対処
- イ 知事への措置要請
- ウ 対処に当たる職員の安全の確保

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

- ア 市長への通報
- イ 知事への通知

2 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要である。その措置の実施にあたり必要な事項について記述する。

- (1) 退避の指示
- (2) 警戒区域の設定
- (3) 応急公用負担等
- (4) 消防に関する措置等
 - ア 市が行う措置
 - イ 消防機関の活動
 - ウ 消防相互応援協定等に基づく応援要請
 - エ 緊急消防援助隊等の応援要請
 - オ 消防の応援の受入れ体制の確立
 - カ 消防の相互応援に関する出動
 - キ 医療機関との連携
 - ク 安全の確保

3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した対処が必要となっ

てくる。市の対処に関し、以下の事項について記述する。

- (1) 生活関連等施設の安全確保
- (2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除
- (3) 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置について示す。

第8 被災情報の収集及び報告

被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について記述する。

第9 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うこととなる。保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について記述する。

- 1 保健衛生の確保
 - (1) 保健衛生対策
 - (2) 防疫対策
 - (3) 食品衛生確保対策
 - (4) 飲料水衛生確保対策
 - (5) 栄養指導対策
- 2 廃棄物の処理
 - (1) 廃棄物処理の特例
 - (2) 廃棄物処理対策

第10 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について以下の事項について記述する。

- 1 生活関連物質等の価格安定
- 2 避難住民等の生活安定等
- 3 生活基盤等の確保

第11 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書を交

付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について記述する。

- 1 特殊標章等
 - 特殊標章
 - 身分証明書
 - 識別対象
- 2 特殊標章等の交付及び管理
 - 市長
 - 消防局長
 - 水防管理者
- 3 特殊標章等に係る普及啓発

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第1章 総論

第1 基本的考え方

武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ対処する必要があるため、平素からの備えと対処について基本的な考え方を記述する。

1 緊急対処事態

武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においては、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととなる。

2 緊急対処事態における警報の伝達

緊急対処事態における警報については、その内容を伝達の対象となる住民及び公私の団体に対し伝達を行うこととなる。

第2 事態想定ごとの被害概要

県計画において定められた事態想定ごとにその被害概要を記述する。

1 攻撃対象施設等による分類

- (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態と被害概要
- (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態と被害概要

2 攻撃手段による分類

- (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態と被害概要
- (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態と被害概要

第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるための平素からの備えについては、県において想定されているNBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に記述する。

- 1 県等との連携
- 2 市が管理する公共施設における警戒
- 3 対処マニュアル等の整備

第2章 緊急処理事態への対処

第1 事態認定前に対処

緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前に対処について記述する。

第2 船橋市緊急処理事態対策本部の設置等

1 船橋市緊急処理事態対策本部の設置手順

船橋市緊急処理事態対策本部（以下「市緊急処理事態対策本部」という。）を設置する場合の手順等について記述する。

- (1) 市長による市緊急処理事態対策本部の設置
- (2) その他設置関連項目
 - ア 市緊急処理事態対策本部員及び市緊急処理事態対策本部職員の参集
 - イ 市緊急処理事態対策本部の開設
 - ウ 交代要員等の確保
 - エ 本部の代替機能の確保

2 その他市緊急処理事態対策本部関連事項について記述する。

- (1) 市緊急処理事態対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等
- (2) 市緊急処理事態対策本部の組織構成及び機能

- (3) 市緊急対処事態対策本部における広報等
- (4) 市現地対策本部の設置
- (5) 現地調整所の設置
- (6) 船橋市緊急対処事態対策本部長の権限
- (7) 市緊急対処事態対策本部の廃止
- (8) 通信の確保

第3 関係機関相互の連携と主な役割

緊急対処事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について県計画をもとに記述する。

1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

緊急対処事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、武力攻撃事態における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要となるのは、県や市と消防、県警察等との連携となる。関係機関における主な役割と連携の基本モデルについて示す。

2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質・類型ごとの現地対処関係機関の主な役割を想定し、発生時の連絡系統を示す。

- (1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案
- (2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案
- (3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案
- (4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案

第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされている。その取扱い上の留意すべき点について記述する。

1 緊急対処事態における警報の伝達

国の対策本部長により決定される警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が基となる。

2 特殊標章の取扱い

緊急対処事態には準用されないこととなる。

3 国民経済上の措置の取扱い

緊急対処事態には準用されないこととなる。

4 石油コンビナート等特別防災区域内施設に係る緊急対処事態における災害への対処 武力攻撃災害への対処に準じて行うこととなる。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市が管理する施設及び設備で武力攻撃災害による被害が発生した場合において、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な事項について記述する。

1 基本的な考え方

- (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検
- (2) 通信機器の応急の復旧
- (3) 県に対する支援要請

2 公共的施設の応急の復旧

市が管理するライフライン施設について、被害状況の把握や応急の復旧のための措置について示す。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市が管理する施設及び設備で武力攻撃災害による被害が発生した場合において、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について記述する。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について記述する。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

- (1) 国に対する負担金の請求方法
- (2) 関係書類の保管

2 損失補償及び損害補償

- (1) 損失補償
- (2) 損害補償

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん